

(案)  
業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 山形県警察学校射撃場バックストップ保守点検業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日まで
- 3 業務委託料 ¥〇,〇〇〇,〇〇〇-  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥〇〇〇,〇〇〇-  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約保証金 免除

上記の業務委託について、支出負担行為担当官 山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

**(委託事項)**

第1条 発注者は、山形県警察学校射撃場に設置されているバックストップ設備の機能を維持するための保守点検することを受注者に委託する。

**(委託する設備)**

第2条 契約の対象となる設備は次のとおりとする。

- (1) 所在地 天童市大字荒谷820番地
- (2) 施設名 山形県警察学校射撃場
- (3) 設備 バックストップ

**(業務内容)**

第3条 受注者は、前条のバックストップを正常かつ良好な状態に保つよう「仕様書」に基づき作業を行うものとする。

**(業務遂行上の義務)**

第4条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

**(従事者の管理)**

第5条 受注者は、従事者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。  
従事者を変更したときも、同様とする。

- 2 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

**(業務結果報告)**

第6条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。

2 発注者は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、その内容が本契約に適合するものかを確認し、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

#### (業務委託料の支払い)

第7条 受注者は、前条第2項の通知を受けたときは、業務委託料の支払いを請求できる。

2 発注者は、前項に定めるところにより、受注者の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に業務委託料を受注者に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

第8条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (委託料の改定)

第9条 委託業務について経済の変動により物価が著しく変動したとき、又はその他正当な理由があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ委託料を改定することができる。

#### (用具等の負担)

第10条 業務の遂行に必要な機材等はすべて受注者の負担とする。

#### (滅失又はき損の報告)

第11条 受注者は、施設・物件について滅失又はき損の状態を発見したときは直ちに発注者に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

第12条 受注者は、本契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (再委託)

第13条 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者（受注者の子会社（会社法（平成

17年法律第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、受注者は、再委託承認申請書(別紙様式)を再委託開始の30日前までに発注者に提出し、承認を得なければならない。

- 2 発注者は、受注者から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で受注者に通知するものとする。
- 3 受注者は、発注者から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

#### **(設備の占有及び管理)**

第14条 発注者は、本契約に基づく設備のいかなる部分に対しても、発注者が占有及び管理に基づく責任を負うものとする。

- 2 受注者は、受注者の従事者が山形県警察学校において、本契約に基づいて行う業務上の行為に過失があり、そのために生じた損害については、その責任を負うものとする。

#### **(受注者の請求による履行期間の延長)**

第15条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による履行期間の短縮等)**

第16条 発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、本契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、延長する履行期間について、受注者が通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

#### **(履行期間の変更方法)**

第17条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開

始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第15条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(契約の解除及び違約金)**

第18条 発注者は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、受注者がその債務を履行しない場合において、発注者が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形もしくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 発注者が行う本契約の履行確認に際し、受注者若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 受注者が第19条第1項に該当する場合

(4) 受注者が第26条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、受注者が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 受注者は、第2項及び第3項に該当する場合、発注者に対し、違約金として未保守期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、受注者が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 発注者は、第3項第5号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払いを免除することができる。

#### **(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)**

第19条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限

る。)の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

#### (私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第20条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、受注者が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 受注者が第1項及び第2項に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わな

いときは、受注者は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、発注者に支払わなければならない。

#### **（履行遅滞の場合の損害金等）**

第21条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から業務の履行部分に相当する業務委託料相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額とする。

#### **（賠償金等の徴収）**

第22条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者が指定する期間を経過した日から業務委託料の支払いの日まで契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した利息を付した額と、発注者が支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額の遅延金を徴収する。

#### **（損害賠償）**

第23条 発注者は、受注者の契約不履行によって損害を受けた場合は、受注者に対し第18条第4項、第20条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 受注者は、第18条第1項による解除のため損害を生じた場合は、発注者の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、発注者にその損害の賠償を請求することができる。ただし、発注者が受注者の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 発注者は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### **（秘密の保持）**

第24条 発注者及び受注者は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

**(調査等)**

第25条 発注者は、委託業務の実施状況について、いつでも必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

**(暴力団排除)**

第26条 暴力団排除に関する条項については、別紙1「暴力団排除条項」によるものとする。

**(紛争又は疑義の解決方法)**

第27条 本契約に関し、発注者、受注者間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者、受注者協議の上、解決するものとする。

**(人権尊重の確保)**

第28条 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

**(特記事項)**

第29条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号  
支出負担行為担当官  
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

受注者

## 別紙 1

### 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ち

に当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が山形県警察に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	山形県警察学校射撃場バックストップ保守点検業務委託
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始30日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官  
山形県警察会計担当官 水庭 誠一郎

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 再委託の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて発注者又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

**※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。**